

佐賀県訓令甲第三号

農林水産商工本部

佐賀県窯業技術センター

佐賀県窯業技術センター処務規程（昭和三十年佐賀県訓令甲第三十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第三条を次のように改める。

（組織）

第三条 センターに次の課及び部を置く。

企画総務課

陶磁器部

ファインセラミックス部

第四条第一項中「所長」の下に「、課に課長、部に部長」を加え、同条第二項中「及び係長」を削り、同条第三項中「部に部長」を「課及び部に係長」に改め、同条第四項中「部長」を「課長、部長及び係長」に改め、同条第七項中「部長」を「課長及び部長」に、「部の」を「課及び部の」に改め、同条第八項中「センター」を「その課及び部」に改め、同条第九項中「部長及び第二項の規定により置かれた係長のうち所長が指名する」を「職にある」に改める。

第五条第二項中「部長」を「課長又は部長」に改める。

第六条第二項中「部長」を「副所長、課長、部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第三条、第四条及び第五条の改正規定は、公布の日から施行する。